

千葉県報

定例
平成30年3月30日

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定(二件) 一
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称の変更 二
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止 三
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の休止 四
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退 四
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定 四
- 生活保護法等に基づく指定施術者の指定 五
- 生活保護法等に基づく指定施術者の名称の変更 五
- 生活保護法等に基づく指定施術者の名称及び所在地の変更 六
- 生活保護法等に基づく指定施術者の所在地の変更 六
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 七
- 道路区域の変更(四件) 八
- 道路の供用開始 八
- 臨港地区内の分区の指定 八
- 都市計画臨港地区の変更 八
- 土地区画整理事業の施行認可 八
- 土地区画整理事業の事業計画の変更 九
- 都市計画墓園事業の事業計画の変更認可 九
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 九
- 平成四年千葉県告示第三百九十四号の一部を改正する告示 九
- 選挙管理委員会告示 九
- 平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 一〇
- 公安委員会告示 一〇
- 指定講習機関の変更の届出 一〇
- 道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者教育の認定の変更 一一
- 水道局告示 一一
- 昭和三十九年千葉県水道局告示第一号の一部を改正する告示 一一

企業土地管理局告示

- 昭和四十九年千葉県企業庁告示第二号の一部を改正する告示 一一
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件) 一一
- 里山基本計画の公表 一一
- 基本測量の終了 一四
- 公共測量の実施(二件) 一四
- 公共測量の終了(六件) 一四
- 都市計画道路に関する千葉県都市計画公聴会の開催 一五
- 都市計画臨港地区の関係図書縦覧 一六
- 都市計画ごみ焼却場の関係図書縦覧 一六
- 都市計画ごみ処理場の関係図書縦覧 一六
- 教育委員会告示 一六
- 公立学校教員採用候補者選考の実施 一六
- 監査委員公告 一七
- 監査の結果に係る措置の通知の公表 一七
- 水道局公告 一七
- 給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止 一七
- 特定調達公告 一七
- 入札公告 一七
- 落札者等の公告 一九

告示

千葉県告示第百五十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。))の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。
平成三十年三月三十日

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
松戸市夜間小児急病センター		松戸市千駄堀九三三の一			平成二十九年	十二月	二十		
アオイ薬局		松戸市千駄堀一、〇一八の			七				

千葉県知事 鈴木 栄治

森脇博
新鎌ヶ谷中央
接骨院
新鎌ヶ谷接骨
院
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷一
の七の二〇
平成二十九年
十一月一日

千葉県告示第百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	術所		変更年月日
	変更前	変更後	
中村寿人	なないろ整骨院	わだつみ整骨院	平成二十九年十月二十日
八本優樹	やもと整骨院	整骨院・杏の杜	平成二十九年十一月三日
菊池秀法	訪問リハビリマッサー JK E I R O W南柏ステーション	訪問リハビリマッサー ジ楽らく印 西(指庄治療院わ)	平成三十年一月十一日
佐伯璃子	訪問リハビリマッサー ジ楽らく	訪問リハビリマッサー ジ楽らく 訪問リハビリマッサー 西(指庄治療院わ)	"

千葉県告示第百六十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定施術者の施術所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	術所		変更年月日
	変更前	変更後	
西川昇	株式会社夢心	埼玉県三郷市三郷二の二の二 埼玉県三郷市三郷二の一四の二一	平成二十九年七月一日

千葉県告示第百六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
庶一〇	成田市大室字高台一、一〇〇番二、一、一〇番三、一、一〇一番、一、一〇二番、一、一〇四番二の一部、一、一〇六番の一部、一、一〇七番一、一、一〇七番二、一、一〇八番合併、一、一〇九番、一、一一〇番一、一一一番二、一、一一一番から一、一一三番まで、一、一一四番一、一、一一五番の一部、一、一一六番、一、一一七番の一部、一、一一四番、一、一一五番一から一、一一五番四まで、一、一一五番五の一部、一、一一五番六、一、一一五番七、一、一二六番か	第一号に掲げる埋立地

ら一、一二八番まで、一、一三二番一及び一、一三三番二の一部

千葉県告示第百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県国土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天津小湊東隅線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
勝浦市名木字 桜田一七九番	前A	一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで	一一〇・〇〇メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一地先から上 植野字千里六一九番一地先	後A + B	一一・〇〇メートルから 三三・一〇メートルまで 一一・五〇メートルから 三三・〇〇メートルまで	一一〇・〇〇メートル 一三五・五〇メートル	

千葉県告示第百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県国土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 千葉鎌ヶ谷松戸線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要

八千代市大和田新田字八幡	前	一〇・一〇メートルから 一二・三四メートルまで	二五五・一一メートル	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後一、〇九八番二六地先から緑が丘西一丁目一七番三	後	一八・八九メートルから 四二・九四メートルまで	二五五・一一メートル	
八千代市緑が丘西一丁目一七番三	前A	七・七五メートルから 二〇・四〇メートルまで	三九九・九〇メートル	
八千代市緑が丘西一丁目五	後A	七・七五メートルから 二〇・四〇メートルまで	二五〇・六三メートル	
六二番地先から船橋市坪井町一二九番一	+			
地先まで	B	一八・〇五メートルから 四六・一七メートルまで	五九六・九三メートル	
八千代市緑が丘西一丁目一七番三				
七番三地先から船橋市坪井町一二九番一				
地先まで				
船橋市坪井町一二九番一	前	一〇・一二メートルから 二四・四二メートルまで	一七〇・八三メートル	
先から一二六番一地先まで	後	一六・三八メートルから 四〇・六九メートルまで	一七〇・八三メートル	

千葉県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県国土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、平成三十年三月三十日から三週間、縦覧に供する。